

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 ······ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの ······ 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの ······ 取得原価

取得原価が不明なもの ······ 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 ······ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの ······ 取得原価

取得原価が不明なもの ······ 再調達原価

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のあるもの ······ 会計年度末における市場価格

② 市場価格のないもの ······ 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） ······ 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 3年～60年

物品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） ······ 定額法

ソフトウェア 5年

③ リース資産

ア 所有权移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

····· 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有权移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上していますが該当するものはありません。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権、短期貸付金、長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち東松島市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しますが、該当するものはありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（東松島市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準について区分が明らかでないものは、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3. 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当する事象はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲は同じです。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (%)				将来負担比率 (%)
		R3年度	R4年度	R5年度	3カ年平均	
—	—	11.7	7.9	9.4	9.6	—

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
継続費過次（一般会計）	—千円
繰越明許費（一般会計）	123,349千円
事故繰越し（一般会計）	1,400千円
合 計	124,749千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

12,716,198千円

- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

区分	金額
将来負担額	21,990,933千円
充当可能財源等	22,416,272千円
標準財政規模	10,349,472千円
算入公債費等	1,413,310千円

- ③ 臨時財政対策債の趣旨及び現在高

ア 趣旨

臨時財政対策債は、地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として起こしてきた地方債です。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、各地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置されています。

イ 現在高 5,286,458千円

- ④ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

62,592千円

- ⑤ 建物のうち1,047,851千円は、PFI事業に係る資産が計上されています。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当するものはありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 $\triangle 1,768,157$ 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	27,846,263 千円	27,053,646 千円
繰越金に伴う差額	$\triangle 562,060$ 千円	—
剰余金の処分によるもの	—	410,000 千円
資金収支計算書	27,284,203 千円	27,463,646 千円

繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。また剰余金の処分によるものは、地方自治法233条の2の規定を適用した歳計剰余金の処分により財政調整基金に積立てたものです。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	464,636千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,686,499千円 (+)
投資活動収入の負担金及び分担金	1,972千円 (+)
未収債権、未払債務の増加（減少）	11,136千円 (-)
減価償却費	5,285,889千円 (-)
賞与等引当金増減額	29,974千円 (-)
徴収不能引当金増減額	38千円 (+)
退職手当引当金増減額	51,397千円 (+)
投資損失引当金増減額	31,610千円 (-)
資産除売却損益	86,099千円 (+)

純資産変動計算書の本年度差額 △3,067,969千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 1,500,000千円

一時借入金に係る利子額 ー 千円

(6) 新型コロナウイルス対応に伴う一般会計等における処理

- ① 費用は行政コスト計算書の臨時損失（その他）に計上しています（110,773千円）。
- ② 収入は資金収支計算書の臨時収入に計上しています（169,792千円）。
- ③ 支出は資金収支計算書の臨時支出（その他の支出）に計上しています（110,773千円）。